

平成24年3月9日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

条 例

- 秋田県再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金条例（1・温暖化対策課）…………… 3
- 秋田県森林整備及び木材産業振興臨時対策基金条例の一部を改正する条例（2・林業木材産業課）…………… 3
- 秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例の一部を改正する条例（3・雇用労働政策課）…………… 3
- 秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（4・港湾空港課）…………… 4
- 秋田県生徒等修学支援臨時対策基金条例の一部を改正する条例（5・教育庁総務課）…………… 5
- 秋田県林内路網の整備の促進に関する条例（6・議員提出）…………… 5

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金条例（秋田県条例第1号）

- 1 災害の発生時に防災の拠点となる公共施設等における再生可能エネルギーの導入等を推進するため、これらの施設への再生可能エネルギーを利用する発電設備及び蓄電池設備の設置等に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、基金の処分及び規定の委任について定めることとした。（第2条～第7条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失うこととした。

◇秋田県森林整備及び木材産業振興臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第2号）

- 1 秋田県森林整備及び木材産業振興臨時対策基金の設置期限を平成27年3月31日（現行平成24年3月31日）に延長することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第3号）

- 1 題名を「秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金条例」に改めることとした。
- 2 地域社会から孤立するおそれのある一人暮らしの高齢者等と地域社会とのつながりの維持に係る臨時の事業を秋田県緊急雇用創出臨時対策基金の対象事業に加えることとした。（第1条関係）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（秋田県条例第4号）

- 1 秋田県港湾施設管理条例（昭和34年秋田県条例第19号）の一部改正（第1条による改正）
用途を廃止する港湾施設について所要の規定の整備を行うこととした。（別表関係）
- 2 秋田県港湾施設管理条例の一部改正（第2条による改正）
 - (1) 使用について知事の許可を要する港湾施設に、港湾管理施設及び移動式施設を加えることとした。（第3条関係）
 - (2) 平成24年4月9日から平成27年3月31日までの間に軌道走行式荷役機械及び移動式荷役機械（トランスファークレーンに限る。）を使用する場合の使用料の特例を定めることとした。（附則第3項関係）
 - (3) 秋田港外港上屋、コンテナターミナル管理棟及び移動式荷役機械の使用料の額を次のとおり定めることとした。（別表関係）

施設の区分	使用料の額
-------	-------

秋田港外港上屋	コンテナの荷さばきの用に供する上屋	使用面積1㎡につき、次に掲げる使用日数の区分に応じ順次適用して計算した金額の合計額 ① 15日以下 1日につき 13.50円 ② 16日以上30日以下 1日につき 27.00円 ③ 31日以上 1日につき 40.50円	
	くん蒸の用に供する上屋	くん蒸処理1回につき 28,000円	
	その他の上屋	使用面積1㎡につき、次に掲げる使用日数の区分に応じ順次適用して計算した金額の合計額 ① 15日以下 1日につき 15.01円 ② 16日以上30日以下 1日につき 30.03円 ③ 31日以上 1日につき 45.04円	
コンテナターミナル管理棟		使用面積1㎡につき1月 1,000円	
移動式荷役機械	使用時間1時間につき	トランスファークレーン	6,432円
		タイヤマウント式クレーン	12,500円

(4) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、平成24年4月9日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。



◇秋田県生徒等修学支援臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第5号）

- 1 経済的理由によって修学が困難な東日本大震災の被災者に対する公立の専修学校の授業料及び入学金の減免に係る臨時の事業を秋田県生徒等修学支援臨時対策基金（以下「基金」という。）の対象事業に加えることとした。（第1条関係）
- 2 基金の設置期限を平成27年3月31日（現行平成24年3月31日）に延長することとした。（附則第2項関係）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。



◇秋田県林内路網の整備の促進に関する条例（秋田県条例第6号）

- 1 この条例は、林内路網の整備に関する基本理念、県の責務等、施策の基本的な事項を定めることにより、林内路網の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって本県の林業の振興に資することを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 この条例において用いる「林内路網」及び「森林所有者等」の用語の意義を定めることとした。（第2条関係）
- 3 林内路網の整備に関する基本理念を定めることとした。（第3条関係）
- 4 林内路網の整備に関する県の責務並びに森林所有者等及び県民の役割を定めることとした。（第4条～第6条関係）
- 5 知事は、森林資源の状況等に応じた林道の適切な配置及びその円滑な整備の推進を図るための計画を定めなければならないこととした。（第7条関係）
- 6 県は、市町村が市町村森林整備計画を定めるに当たり、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、市町村が林道の整備に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、技術的な助言その他の必要な協力及び支援を行うこととした。（第8条関係）
- 7 県は、森林所有者等が行う森林作業道の整備の促進を図るため、市町村と協力して、林道の整備に関する計画に係る情報の提供、森林作業道の整備に関する技術的な助言等を行うこととした。（第9条関係）
- 8 県は、その財政運営上可能な範囲内において、林内路網の整備に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずることとした。（第10条関係）
- 9 知事は、毎年、林内路網の整備に関して講じた施策を明らかにする報告書を作成し、県議会に提出することとした。（第11条関係）
- 10 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。



条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金条例
- 二 秋田県森林整備及び木材産業振興臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 三 秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 四 秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例
- 五 秋田県生徒等修学支援臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 六 秋田県林内路網の整備の促進に関する条例

平成二十四年三月九日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県条例第一号

秋田県再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金条例

(設置)

第一条 災害の発生時に防災の拠点となる公共施設等における再生可能エネルギーの導入等を推進するため、これらの施設への再生可能エネルギーを利用する発電設備及び蓄電池設備の設置等に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第二号

秋田県森林整備及び木材産業振興臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県森林整備及び木材産業振興臨時対策基金条例(平成二十二年秋田県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第三号

秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例(平成二十一年秋田県条例第八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金条例

第一条中「確保」の下に「並びに地域社会から孤立するおそれのある一人暮らしの高齢者等と地域社会とのつながりの維持」を加え、「秋田県緊急雇用創出臨時対策基金」を「秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四号

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

第一条 秋田県港湾施設管理条例(昭和三十四年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表上屋の項第二号を削り、同項第三号中「(穀物くん蒸設備を使用する場合にあつては、当該合計額にくん蒸する貨物の取扱量一ト)につき三二二円を加えた額)」を削り、同号を同項第二号とし、同表の備考中二を削り、三を二とする。

第二条 秋田県港湾施設管理条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中(内)を(外)とし、(外)の次に次のように加える。

(外) 港湾管理施設 コンテナターミナル管理棟

第三条第一項第一号に次のように加える。

(ウ) 移動式施設 移動式荷役機械

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(船川港営造物使用条例及び秋田港営造物使用条例の廃止)」を付する。

附則に次の一項を加える。

(軌道走行式荷役機械及び移動式荷役機械の使用料の特例)

3 平成二十四年四月九日から平成二十七年三月三十一日までの間に軌道走行式荷役機械又は移動式荷役機械を使用する場合における別表第一号の表の規定の適用については、同表軌道走行式荷役機械(ガントリークレーン)の項中「三三、二〇〇円」とあるのは「二六、五六〇円」と、同表移動式荷役機械(トランスフアークレーン及びタイヤマウント式クレーン)の項中「六、四三二円」とあるのは「五、一四五円」とする。

別表第一号の表上屋の項第二号を次のように改める。

一 秋田港外港上屋を使用する場合 次に掲げる上屋の区分に応じそれぞれ次に定める額

- (一) コンテナの荷さばきの用に供する上屋 使用面積二平方メートルにつき、使用日数を次に掲げる日数の区分によつて区分し、当該区分に応ずる料率を順次適用して計算した金額の合計額
 - (1) 十五日以下の使用日数については一日につき 一三・五〇円
 - (2) 十五日を超え三十日以下の使用日数については一日につき 一七・〇〇円
 - (3) 三十日を超える使用日数については一日につき 四〇・五〇円
- (二) くん蒸の用に供する上屋 くん蒸処理一回につき 二八、〇〇〇円
- (三) その他の上屋 使用面積二平方メートルにつき、使用日数を次に掲げる日数の区分によつて区分し、当該区分に応ずる料率を順次適用して計算した金額の合計額
 - (1) 十五日以下の使用日数については一日につき 一五・〇一円
 - (2) 十五日を超え三十日以下の使用日数については一日につき 三〇・〇三円
 - (3) 三十日を超える使用日数については一日につき 四五・〇四円

別表第一号の表廃棄物焼却施設の項の次に次のように加える。

コンテナターミナル管理棟	使用面積二平方メートルにつき一月	一、〇〇〇円
--------------	------------------	--------

別表第一号の表に次のように加える。

移動式荷役機械(トランスフアークレーン及びタイヤマウント式クレーン)	使用時間二時間につき	トランスフアークレーン 六、四三二円	使用時間が一時間未満のとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。
		タイヤマウント式クレーン 二、五〇〇円	

別表第一号の表備考中二を三とし、一の次に次のように加える。

一 秋田港外港上屋のくん蒸の用に供する上屋の使用料には、くん蒸処理に要する費用は含まない。

附 則

この条例は、平成二十四年四月九日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

秋田県条例第五号

秋田県生徒等修学支援臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県生徒等修学支援臨時対策基金条例(平成二十一年秋田県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号(中)「専修学校及び各種学校」を「及び各種学校並びに専修学校」に改める。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第六号

秋田県林内路網の整備の促進に関する条例

本県は、世界自然遺産の白神山地をはじめとする多くの緑豊かな山々に囲まれ、雄大で美しい自然景観を擁している。

県土の七割を占める森林は、多様な動植物を育むとともに、再生可能な資源としての木材の生産や県土の保全、水源のかん養など多面的な機能を発揮しながら、人々の生活と相まって本県の風土と文化を形作ってきた。

戦時に荒廃した森林は、その後の官民を挙げた整備によりその姿を取り戻し、特に、昭和三十年以降の旺盛な木材需要に呼応した植林の推進により、現在では民有林におけるスギ人工林の面積及び蓄積量は全国一を誇るまでに至っている。この先人の努力により創り上げられたスギ人工林は、今まさに成熟期を迎えており、これを資源として活かしながら次代に引き継いでいくことが私たちの努めである。

本県の森林の保全と基幹産業のひとつである林業の持続的な発展を図る上で、効率的な森林施業や木材の搬出を行うための基盤となる林内路網の整備を促進することが欠かせないものとなっている。

ここに、林内路網の整備に関する基本的な理念を明らかにして、その総合的かつ計画的な整備を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、林内路網の整備に関する基本理念を定め、並びに県の責務並びに森林所有者等及び県民の役割を明らかにするとともに、林内路網の整備に関する施策の基本的な事項を定めることにより、林内路網の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって本県の林業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「林内路網」とは、森林内に敷設される林道(林業専用道を含む。以下同じ。)及び森林作業道で構成される道路網をいう。

2 この条例において「森林所有者等」とは、県内に所在する森林の所有者及び当該森林を使用し、又は収益する権原を有する者をいう。ただし、国を除く。

(基本理念)

第三条 林内路網の整備は、林内路網が造林、保育、伐採その他の森林施業及び材木の搬出の効率性を高め、林業の持続的な発展を図る上での重要な基盤であることにかんがみ、森林の有する多面的機能(県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。)の維持に配慮しつつ、総合的かつ計画的に推進されなければならない。

2 林内路網の整備は、県、市町村及び森林所有者等の適切な役割分担及び相互の緊密な連携の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市町村及び森林所有者等と連携し、林内路網の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(森林所有者等の役割)

第五条 森林所有者等は、基本理念にのっとり、自らが所有し、又は使用し、若しくは収益する森林において必要と認められる森林作業道を設置する等林内路網の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する林内路網の整備に関する施策に協力するものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、森林の適正な整備及び保全並びに林業の持続的な発展を図る上で林内路網の整備を促進することが重要であることについて関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(林道網整備計画)

第七条 知事は、森林資源の状況等に応じた林道の適切な配置及びその円滑な整備の推進を図るための計画(以下「林道網整備計画」という。)を定めなければならない。

2 林道網整備計画は、林道の路線名及び区間、延長及び幅員、森林の利用区域面積その他林道の適切な配置を図るために必要な事項について定めるものとする。

3 林道網整備計画を定めるに当たっては、市町村森林整備計画(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の五第二項に規定する市町村森林整備計画をいう。次条において同じ。)との整合性に配慮しなければならない。

(市町村に対する協力及び支援)

第八条 県は、市町村が市町村森林整備計画を定めるに当たり、基本理念にのっとり、林内路網の整備が図られるよう、必要な情報の提供及び助言を行

うものとする。

2 県は、市町村が林道の整備に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、当該市町村の区域における森林資源の集中度、森林施業の緊急性等に応じた適切な整備が推進されるよう、技術的な助言その他の必要な協力及び支援を行うものとする。

(森林所有者等に対する支援)

第九条 県は、森林所有者等が行う森林作業道の整備の促進を図るため、市町村と協力して、林道の整備に関する計画に係る情報の提供、森林作業道の整備に関する技術的な助言等を行うものとする。

(財政措置)

第十条 県は、その財政運営上可能な範囲内において、林内路網の整備に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第十一条 知事は、毎年、林内路網の整備に関して講じた施策を明らかにする報告書を作成し、県議会に提出するものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 巧